

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(R8.4更新)

関係機関・団体

# 目 次

|   |   |
|---|---|
| ● 岡山弁護士会 .....                          | 1 |
| ● (一社) 岡山県公認心理師・臨床心理士協会 .....           | 2 |
| ● 法テラス岡山 (日本司法支援センター岡山地方事務所) .....      | 3 |
| ● (独) 自動車事故対策機構 (NASVA(ナスバ)) 岡山支所 ..... | 4 |
| ● 岡山刑務所・岡山少年院・岡山少年鑑別所 .....             | 5 |
| ● 岡山保護観察所 .....                         | 6 |

# 支援メニュー・対応窓口

## ●岡山弁護士会

### 1 法律相談

| 制度・サービスの内容   | 窓 口   |
|--|---|
| <p>犯罪被害者支援に精通した弁護士による法律相談等の総合的な支援活動を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・初回の相談料は、相談者の経済的負担なし</li></ul> <p>※警察の「犯罪被害者等支援弁護士による法律相談制度」による支援を行っています。</p> <p>なお、対象事件は、①一定の身体犯、②重大な交通事故、③警察署長等が必要と認める事件です。</p> | <p>※警察を通じて連絡</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・警察本部県民広報課<br/>犯罪被害者支援室<br/>TEL 086-234-0110</li><li>・各警察署（代表電話）</li></ul> |

## ● (一社) 岡山県公認心理師・臨床心理士協会

### 1 カウンセリング

| 制度・サービスの内容  | 窓 口   |
|---|---|
| <p>公認心理師・臨床心理士が、被害者支援カウンセリングを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3回まで無料</li><li>・ 4回目以降は、原則有料で継続いただけます。</li></ul> | <p>※以下の関係機関にご相談ください</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 警察本部県民広報課<br/>犯罪被害者支援室<br/>T E L 086-234-0110</li><li>・ 岡山県くらし安全安心課<br/>T E L 086-226-7259</li><li>・ (公社)被害者サポートセンター<br/>—おかやま<br/>T E L 086-223-5562</li><li>・ 岡山弁護士会<br/>T E L 086-223-4401</li></ul> |

# ●法テラス岡山（日本司法支援センター岡山地方事務所）

## 1 犯罪被害者支援ダイヤル

|  |   |
|--|---|
| 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族などの状況やニーズに合わせて、刑事手続の流れや各種支援制度、相談窓口などの情報をご案内します。 | TEL 0120-079714<br>平日：9時～21時<br>土曜：9時～17時 |
|--|---|

## 2 犯罪被害者支援

| 相談内容                    | 制度・サービスの内容  | 窓口   |
|-------------------------|---|--|
| (1) 民事法律扶助              | 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行います。                                  | 法テラス岡山<br>TEL 0570-078354<br><br>※利用に際しての条件はお問合わせください。 |
| (2) 日弁連委託援助             | ○犯罪被害にあわれた方やそのご家族<br>○児童虐待やその他の事由により人権救済を必要としているが、親などの協力が得られない子どもを対象に、行政・裁判手続などに関する援助をします。        |  |
| (3) 「被害者参加人」のための国選弁護士制度 | 一定の犯罪被害者などが、刑事裁判に直接参加することができる制度（被害者参加制度）を利用するにあたり、経済的に余裕のない場合でも弁護士による援助が受けられるように、国がその費用を負担する制度です。 |  |
| (4) DV等被害者法律相談援助        | DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による法律相談を実施します。  |  |
| (5) 犯罪被害者等法律援助          | 対象となる犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士の支援を受けられます。                                      |  |
| (6) 被害者参加旅費等支給制度        | 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。  |  |

● (独) 自動車事故対策機構 (NASVA) 岡山支所

ナスバ

1 交通事故被害者支援

| 相 談 内 容    | 制度・サービスの内容   | 窓口                       |
|------------|--|--------------------------|
| (1) 介護料支給  | 自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に、介護料を支給します。  |                          |
| (7) 生活資金貸付 | <p>《交通遺児等貸付》<br/>自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様に対する貸付</p> <p>《不履行判決等貸付》<br/>自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付</p> <p>《後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付》<br/>自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険(共済)金の請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付</p> <p>《保障金一部立替貸付》<br/>ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付</p> | 岡山支所<br>TEL 086-232-7053 |
| (8) 療養施設   | 自動車に関係する交通事故により脳を損傷し、治療と常時の介護を必要とする重度の後遺障害(遷延性意識障害)を負った方を対象に、治療と看護を行う療養施設があります。  |                          |

## ●岡山刑務所・岡山少年院・岡山少年鑑別所

### 1 被害者等の心情等の聴取・伝達制度（被害者対応専用ダイヤル）

| 制度・サービスの内容   | 窓口  |
|--|---|
| 被害者等の置かれている過酷な状況や心情等を、矯正施設に収容中の加害者に対して伝えたい、その伝達結果を知りたいなどの制度利用に関する問い合わせや、手続等についてご案内します。 | 岡山刑務所<br>TEL 086-206-1033<br>平日：8時30分～17時<br><br>岡山少年院<br>TEL 086-282-1130<br>平日：8時30分～17時<br><br>岡山少年鑑別所<br>TEL 086-281-1173<br>平日：8時30分～17時 |

## ●岡山保護観察所

### 1 被害者等の心情等の聴取・伝達制度（被害者対応専用ダイヤル）

| 制度・サービスの内容  | 窓口                                       |
|---|--|
| 被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。<br>※加害者が保護観察を受けている期間のみ利用できます。 | 岡山保護観察所<br>TEL 086-224-3008<br>平日：9時～17時 |